

<參考資料>

**各種實施要領
調查票**

20全木連発第221号
平成20年9月30日

合法木材等供給事業者認定団体
責任者 殿

社団法人全国木材組合連合会
会長 並木瑛夫
違法伐採総合対策推進協議会
代表 大熊幹章
〔公印省略〕

合法木材供給事業者認定団体調査について（依頼）

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から合法木材の供給体制の整備にご尽力頂いていることに対しまして、深甚の敬意を表します。

合法木材等供給認定事業体は 7000 となり全国どこでも合法木材供給ができる体制が整備されてきたことになり、政府のグリーン購入法だけでなく都道府県や民間の調達、税制との連携など幅広く利用される動きになっています。

このような中で、合法木材の需要を拡大すると共に、信頼性のある合法木材を供給していく意義はますます強まっています。

そのための、今後の方策を検討し一層の対策推進に資するため、全ての合法木材供給事業者認定団体にアンケート調査をお願いすることとしました。どうぞ、意図をご理解の上、回答頂けますようお願い申し上げます。

同封の返信用封筒により10月27日（月）までに回答頂ければ幸いです。

敬具

合法木材供給事業者認定団体調査 調査票

団体名			
記載者			
連絡先	電話 メール	FAX	

1 認定団体としての活動

認定団体として活動を開始した時期 1-1		平成 年	月
会員数 1-2-0	内認定した会員数 1-2-1	会員外の認定数 1-2-2	

2 自主的行動規範ないし同等の文書

林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」と呼びます）に記載されている、団体認定を行うに当たっての「自主的行動規範」・「認定実施要領」について伺います。

（コピーを添付してください）

決議の時期 年 月

決議の主体 a 総会 b 理事会 c その他 ()

公表の仕方 a 自社の HP b 合法木材ナビ c 新聞等 d その他 ()

3 審査の結果と手続き

(1) 認定団体の審査結果

	申請数	認定数	認定されなかった 数
平成18年度			
平成19年度			
平成20年度			

認定されなかった場合その理由

(2) 審査委員会の設置と開催

○審査委員会を設置していますか？（○をして下さい） 3-1

- a 設置している（→自問以降へ） b 設置していない

○過去の開催経緯

- a 今までに1回 b 年に一回 c 四半期に一回 d 年に数回随時

- e その他（ ）

(3) メンバー構成

人数	内団体内部者	部外者
部外者の 分野 ○を付して下 さい	a 学識経験者 b 利用者・ユーザー c 森林林業関係者 d その他	
委員長	氏名	肩書き

審査委員会のメンバー構成についての考え方

「審査を公正にするため団体外部の有識者に委員を委嘱すべき」との考え方について（○をして下さい）

- a 審査の公正を図りそのことを対外的に明確にするため、当然であり、その通りにしている
b そう思うがそうしていない。今後検討したい
c 反対である

理由

- e わからない

(4)認定の条件

A 分別管理体制の審査認定方法（○をして下さい）

- a 分別管理の場所を有しているかどうかを書面で確認
- b 同上を現地で確認
- c 分別管理の方法を定めた文書を提出してもらい確認
- d その他

B 帳票管理体制の審査認定（○をして下さい）

- a 帳票管理の方法を定めた文書を提出してもらい確認
- b 帳票管理の方針を現地で確認
- c 今までの帳票を現物で確認
- d その他

C 責任者の選任（○をして下さい）

- a 責任者名簿で確認
- b 責任者の資格と能力を書面で確認
- c 責任者の資格と能力を面談で確認
- d その他

4 認定に係る経費

A 認定のために手数料・維持費などをとっていますか（○をして下さい）

- a 基本的に無料
- b 有料

審査時点(審査手数料など) 円)(年会費 円)
経費の使途 ()

B 「PR・情報伝達・検査・管理などの経費を負担するため、認定を有料化し制度の安定性を確保するべきである」ことについての考え方をお聞かせ下さい（○をして下さい）

- a その通りであり、すでに実施している
- b そう思うがそうしていない。今後検討する
- c 現在の状況では有料化の条件が整っていない
(どのような条件 :)
- d 有料化すべきでない
- e わからない

5 情報の公開

ガイドラインでは認定手続きの公開を求めているほか、各団体の行動規範では、取組状況の概要を公表することとしている場合がおおいですが、情報の公開の取組状況について、以下の欄の該当部分にお答え下さい。

情報の種類		公開の場所	b、cの場合の方法
審査委員会名簿	a 公開 b 非公開	a 合木材ナビ b その他の HP c その他	
認定手続き	a 公開 b 非公開		
認定者名	a 公開 b 非公開		
同管理責任者名	a 公開 b 非公開		
取り扱い実績	a 公開 b 非公開		

6 認定事業体の管理体制

各団体の認定実施要領などでは、認定に当たり事業体に各種の条件を付している場合がありますが、その内容を伺います。

(1)取り扱い実績の報告

取り扱い実績の報告に協力が得られましたか (○をして下さい)

- a 全事業者から協力が得られた
- b ほとんどの事業者から協力が得られた
- c あまり協力が得られなかった

(2)立ち入り検査

A 立ち入り検査の手続きに関する規定はありますか? (○をして下さい)

- a ある
- b ない

(理由 :

)

B 立ち入り検査を実施したことはありますか? (○をして下さい)

- a ある
- b ない

(概要 :

)

)

C 「信頼性を確保するため定期的な立ち入り検査を実施すべきである」という考え方に対して (○をして下さい)

- a その通りであり、現在も実施している
- b そう思うがまだ実施していない。今後実施を検討する
- c その通りであるが、実施出来る体制がない

(主たる理由 :

)

- d 実施すべきでない
- e その他

(3) 認定事業者の取り消し

A 認定業者の取り消し手続きに関する規定はありますか？(○をして下さい)

- a ある
- b ない

(理由：)

B 認定業者の取り消しをしたことはありますか？(○をして下さい)

- a ある

(概要：)

- b ない

7 普及活動

(1)一般消費者・需要者への普及活動

貴団体が行っている合法木材の利用の意義など一般消費者・需要者に対する取組みについて聞かせてください(○をして下さい。いくつでも)

- a イベントに出展し展示などを行った

(具体例を記載してください

)

- b 需要者向けの説明会を行った

(具体例を記載してください

)

- c 利用者を訪問し要請をした

(具体例を記載してください

)

- d シンボルマークを利用して啓蒙を行っている

- e その他

(具体例を記載してください

)

(2)会員などに対する普及・啓蒙活動

貴団体が行っている、会員に対する普及や認定事業体に対する啓蒙のための活動について聞かせて下さい。(○をして下さい)

A 認定事業者に対する研修会について

a 実施している

(回数、参加人員、実施内容などを記載してください

)

b 実施していない

(理由を記載してください

)

B その他認定事業者に対して働きかけていることがあれば内容を記載してください

a ポスター・パンフレットなどを配布している

b 事例紹介ページに掲載を推奨している

c その他

(具体的に記載してください

)

C 未認定の会員などに関する働きかけについて

a 会議の席上などで説明している

b 個別に訪問して働きかけている

c その他

(具体的に記載してください

)

8 自己評価

(1) 貴団体についての自己評価

「信頼性のある合法性等の証明された木材の供給」という趣旨に照らして、貴団体の認定業務についての考え方を聞かせて下さい。(○をして下さい)

- a ガイドラインの内容と趣旨に照らして適切的確の業務が行われており、問題がない
- b ガイドラインの内容に照らしておおよそ適正な業務を行っていると考えている
- c ガイドラインの内容に照らしておおよそ適正な業務を行っているが、信頼性確保という点について、若干の問題があると考えている(ガイドライン上の問題点がある)

(具体的な内容を記述して下さい

)

- d その他

(具体的な内容を記述して下さい

)

- e よくわからない

(2) 認定事業体の信頼性についての評価

「信頼性のある合法性等の証明された木材の供給」という趣旨に照らして、貴団体によって認定された事業体の取組についての考え方を聞かせて下さい。(○をして下さい)

- a ガイドラインの内容と趣旨に照らして全体として適切的確な取組みが行われており、問題がない
 - b ガイドラインの内容に照らしておおよそ適正な業務を行っているが、信頼性確保という点について、一部に若干の問題があると考えている
- (具体的な内容を記述して下さい

)

- c よくわからない

(3)認定事業体の安定的な供給についての評価

認定事業体が、「原料供給側に証明書を要請し、合法性が証明された製品を積極的に供給していく」という点で、貴団体によって認定された事業体の取組についての考え方を聞かせて下さい。(○をして下さい)

- a 全般的に積極的に対応していると考えている
- b 一部に積極的に対応しているところがあるが、全体的に待ちの姿勢である
対応策について(○をして下さい)
 - b-1 川下側の要求があることが大事
 - b-2 「積極的に証明書を要請し、合法木材を供給していく」ことを認定の条件として誓約してもらう
 - b-3 積極的な供給をしている事業体を顕彰する制度をつくる
 - b-4 その他
- (具体的な提案があれば記載してください

- c よくわからない

)

9 今後のビジョン

(1)ガイドラインの評価

「木材・木材製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドライン」について、考え方を聞かせてください。(○をして下さい(いくつでも))

- a 効率性と信頼性のバランスを考えたよくできたガイドラインである
- b 信頼性を高めるためガイドラインの部分的に改定が必要である
(具体的な内容を記述して下さい

)

- c 供給者側だけでなく利用者側のガイドラインを作るべきである
- d その他

(具体的な内容を記述して下さい

)

(2)合法木材の利用推進のための手段

合法木材の利用を推進するための意見を聞かせてください(○をして下さい(いくつでも))

- a 政府調達を徹底してほしい
- b 地方自治体へのPRが必要である
- c 合法木材等の利用推進を支援するしくみが必要である
- d 供給事業者側のPRの努力も必要である
- e 認定団体などにより普及組織をつくり、制度や製品のPRや関連する事項の要請、情報提供を行うべきである
- f その他

(具体的な内容を記述して下さい

ご協力ありがとうございました。

ご多忙中恐縮ですが10月27日(月)までにご返送ください。

20年全木連発227号
平成20年10月1日

各都道府県木（協）連
会長各位

社団法人全国木材組合連合会
会長 並木瑛夫

平成20年度合法木材流通調査の実施について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます
日頃から違法伐採総合対策推進事業の実施について各般のご協力をいただき、
ありがとうございます。

このたび、その事業の一環として、貴団体の協力を得て下記の事業を実施することとしました。つきましては協力が可能な団体は、別紙1「合法木材流通調査の実施要領」、および、別紙2「合法木材流通調査の経費の支出に関する手続きについて」を参考のうえ、別紙3の同実施計画を11月1日までに提出してください。

記

1 実施期限

平成21年2月20日

2 実施内容

- (1) グリーン調達追跡調査
- (2) 輸入材の合法証明調査
- (3) 国産材原木の合法証明調査
- (4) 地方自治体（市町村）調達調査

以上

別紙1

合法木材流通調査の実施要領

1 趣旨

本実施要領は、業界団体が取り組む違法伐採問題に対する自主取組について、消費者の信頼性を確保し関係者の理解を促進するため、違法伐採総合対策事業の一環として実施する、(1) グリーン調達追跡調査、(2) 輸入材の合法証明調査、(3) 国産材原木の合法証明調査、(4) 地方自治体（市町村）の合法木材調達調査を、合法木材供給認定団体などの協力に基に進める場合の実施内容を定めるものである。

2 調査の概要

(1) グリーン調達追跡調査

(ア) 趣旨

官公庁のグリーン調達あるいは任意の合法木材調達を起点として川上に至る追跡調査を実施、簡単な報告を作成する

(イ) 起点の選定

グリーン調達実績のある官公庁あるいは合法木材を調達販売している流通・加工拠点を過去の聞き取りなどから選定する

(ウ) 調査の内容

A) 起点となる調達機関・企業

別添1のグリーン調達調査様式に従って、当該機関の概要、合法木材調達先、調達方法について聞き取りを行う

B) Aの調達先に納入するサプライチェーンの調査

別添の調査様式に従って、当該機関の概要、合法木材調達先、調達方法について聞き取りを行う

(2) 輸入材の合法証明調査

(ア) 趣旨

輸入材を直接取り扱っている加工・流通認定業者に対して合法証明の実態と可能性についてヒアリング調査し、簡単な報告を作成する

(イ) 調査対象

輸入材を直接輸入しないし輸入業者から直接買い取りをしている合法木材供給認定事業体で合法木材供給実績がある事業体

(ウ) 調査内容

別添2 輸入材の合法証明調査様式に従って、調達先および、輸入材の証明方法

などについて聞き取りを行う（別紙参考資料：木材・木材製品の合法性持続可能性の証明のためのガイドラインに関連した Q&A 31-44 ページ参照）

（3） 国産材原木の合法証明調査

（ア） 趣旨

国産材原木の流通拠点となっている原木市場のヒアリング調査し、簡単な報告を作成する

（イ） 調査対象

ある地域において中小素材生産者の多数を入荷者としてとして、国産材原木の流通拠点となっている合法木材認定原木市場

（ウ） 調査内容

別添3国産材原木の合法証明調査様式に従って、調達先および、輸入材の証明方法などについて聞き取りを行う（別紙参考資料：木材・木材製品の合法性持続可能性の証明のためのガイドラインに関連した Q&A 問 23-4,5 参照）

（4） 地方自治体（市町村）合法木材調達調査

（ア） 趣旨

地方の木材調達の重要な担い手である市町村を対象としてヒアリング調査し、簡単な報告を作成する

（イ） 調査対象

各都道府県で合法木材の調達を行っている（あるいは、近い将来行う予定である）市町村。

（ウ） 調査内容

別添4地方自治体（市町村）合法木材調達調査様式に従って、調達実績、調達方法などについて聞き取りを行う

3 調査とりまとめと公表

調査の結果は、それぞれの調査様式記載し全木連に提出する。全木連では調査結果全体を取りまとめた報告書を作成し公表する。この場合、調査先の固有名詞は同意のない限り公表しない。

別添1 グリーン調達調査様式

グリーン調達調査

1 調査者

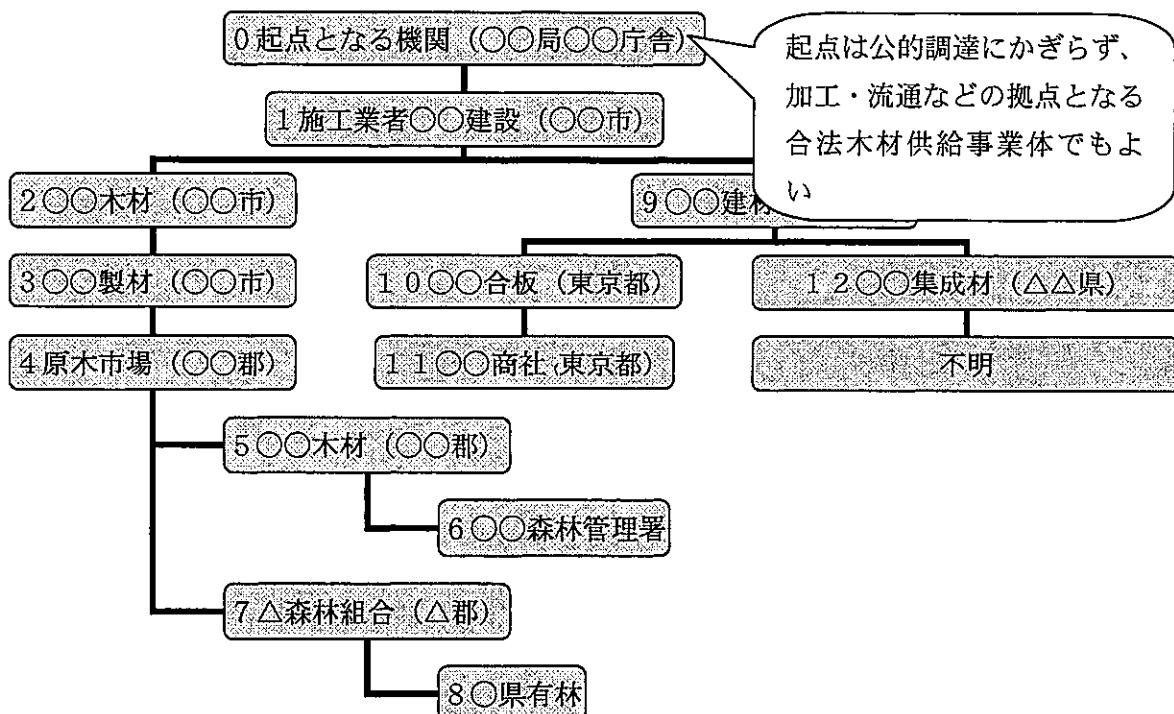
担当者氏名	
連絡先 〒	
電話	FAX
メールアドレス	

2 起点となる対象機関（企業）

名称
所在地 〒
対象物
品目

2 流通経路の概要

流通経路図



4 流通経路の追跡結果

No.	業種	企業名	証明方法など
1	施工業者	○○建設	2、9より仕入れた各品目の「合法性、持続可能性証明書」を確認（例えば事業者認定書などである場合もそのまま記述）（コピー別添1）
2	木材流通業	○○木材	3より仕入れた製材の「合法性出荷証明書」を確認（コピー別添2） 1に出荷時の「合法性、持続可能性証明書」は保存がされていなかった。
3	製材業者	○○製材	4より仕入れた原木の「合法性証明書」を確認（コピー別添3）
4	原木流通	○○原木市場	5、6より出荷された素材の「合法性証明書」を確認（コピー別添4）
5	素材生産	○○木材	

(注) あくまで参考例です。証明システムからみて正しい場合も、誤解している場合も、そのまま記述してください。

別添2 輸入材の合法証明調査様式

輸入材の合法証明調査様式

1 調査者

担当者氏名	所属
連絡先 〒	
電話	FAX
メールアドレス	

2 調査対象企業

名称
所在地 〒
企業の概要
北米材の直接輸入及び欧州からの輸入集成材の一次流通業

3 調査内容

品目1	ペイマツ丸太
取引先	米国〇〇州〇〇市〇〇カンパニー (英文の会社データ、HPアドレスなど)
合法木材 証明方法	<p>【取引先の木材調達の概要】</p> <p>同社の製品は100パーセント同社所有森林に由来するものであり、同社の伐採部門により生産され、同社が直接輸出している。</p> <p>【合法木材証明】</p> <p>同社有林や〇〇の森林認証を取得している。 (証明書の写し参照)</p> <p>同社の〇〇事業所は〇〇のCoCを取得している。 (証明書の写し参照)</p> <p>インボイスに〇〇の森林認証材であることが記載されている。 (インボイスの写し)</p>

あくまでも例です。証明システムから見て正しい場合も、誤解している場合も、そのまま記述してください。

品目2	歐州材集成材
取引先	<p>〇〇県〇〇市〇〇商社</p> <p>↑</p> <p>フィンランド〇〇市〇〇カンパニー (英文の会社データ、HPアドレスなど)</p>

合法木材 証明方法	<p>【取引先の木材調達の概要】</p> <p>○○カンパニーの製品は○○国内ないしロシア産原木を原料としており、○○市の集成材加工工場において加工され出荷されている。 (○○カンパニーのHPアドレス)</p> <p>○○商社が輸入し、調査対象企業に販売している。</p> <p>【合法木材証明】</p> <p>同社の製品の○パーセントは○○の森林認証を森林に由来するものである。その他は同社が構築したトレーサビリティシステムにより違法伐採木材を排除するものである。 (調達システムを記載したHPアドレス)</p> <p>同社の○○事業所は○○のCoCを取得している。 (証明書の写し参照)</p> <p>インボイスに○○の森林認証材が○パーセント以上であることが記載されている。それ以外の木材も合法性が証明されたものであることが記載されている。 (インボイスの写し)</p>
--------------	--

あくまでも例です。証明システムから見て正しい場合も、誤解している場合も、そのまま記述してください。

別添3 国産材原木の合法証明調査様式

国産材原木の合法証明調査

1 調査者

担当者氏名	所属
連絡先 〒	
電話	FAX
メールアドレス	

2 調査対象企業

名称	○○原木市場
所在地 〒	
企業の概要	昭和〇年に設立、平成〇年に現住所へ移転、〇社からなる協同組合で原木市場を開催している。〇〇郡を中心して素材生産業者〇社から入荷、買い受け者は・・・。平成19年度原木市場入荷量〇立方メートル、売り上げ〇百万円。

3 調査内容

合法性証明の概要	〇年に、〇〇県木連より、合法木材供給事業者としての認定を取得。認定番号〇〇。分別管理責任者〇〇。 出荷者に合法木材の供給を要請し、現在入荷量の〇割が合法木材証明。その全量を合法木材として販売。19年度実績、合法木材販売量〇立方メートル
出荷者の合法性証明の現状と課題	平成19年度に出荷実績のある出荷者30社の内、10社が合法木材供給事業者としての認定を取得、これらの出荷者の約〇割は合法木材証明付きで出荷されている。 認定取得者以外の出荷者には、小規模であり
分別管理の現状と課題	出荷者ごとのえ積み管理を行っているので、分別管理は特段の問題は発生しない。
全量合法性証明材とするための課題	合法木材供給事業者認定を取得していない出荷者は、小規模零細で恒常的な出荷をしていないため、認定取得が困難である。他の市場との関係で、あまり強く認定取得を要請するには限界がある。 認定取得事業者の出荷原木の中で証明書が取得できないものがあるが、市町村への伐採届けの手続きに所有者の同意がとれない場合、

	伐採届けの手続きに時間がかかり、市町村側の適合証明書が取得など、手間がかかる、出荷者が対応できないなどがある。
合法性証明代行の可能性	(別紙参考資料：木材・木材製品の合法性持続可能性の証明のためのガイドラインに関連した Q&A 間 23-4,5 参照) 認定取得が困難な出荷者に対して合法性証明代行をすることは、検討の余地があるが、極力簡易な方法で毎回文書をやりとりするような仕方でない方法を採用すべき。

別添4 地方自治体（市町村）合法木材調達調査様式
地方自治体（市町村）合法木材調達調査

1 調査者

担当者氏名	所属
連絡先 〒	
電話	FAX
メールアドレス	

2 都道府県内の市町村のグリーン購入状況

都道府県内の市町村の数	
そのうちグリーン購入計画を作成している数	
そのうち合法木材に言及している数	

3-1 調査対象市町村（1）

名称	○○市
所在地 〒	
市町村の概要	昭和〇年に市政施行、平成〇年に町村合併により現在の市域となる。人口〇千人。市域の〇割は森林で、製材業を中心とした木材産業も市内の重要な産業となっている。

4-1 調査内容

グリーン購入の実態	〇年からグリーン購入計画を策定、平成19年では、〇〇など、〇億円のグリー購入を実施。
合法木材の調達状況	平成19年度から〇〇市グリーン購入計画において、以下の項目について、「可能な限り 合法性が証明された木材製品の優先購入」記載された。 建築用木工事に使用する製材・合板・フローリング、 土木工事に使用するコンクリートパネル 家具 (別紙にコピー) 同年度全体で、〇立方メートルの合法木材の購入実績
庁舎など建築計画	平成19年度、市営住宅建築で〇立方メートルの木材の購入実績 また、〇〇庁舎改築計画で〇立方メートルの木材の購入実績。この

の中で木材の調達実績	<p>うち、合法木材製品の調達実績は以下の通り (市営住宅の新築)</p> <p>施工業者にすべての木材製品について、可能な限り「合法木材の調達」を指定。製材については市内の認定事業体（〇〇木材）により合法木材を調達。構造用合板については施工期間中に同仕様による合法木材の調達はできなかった。 (〇〇庁舎改築)</p> <p>合法木材調達の指定を行う準備ができなかった。</p>
今後の調達方針	営繕の調達担当者に面会し、県内の合法木材供給事業体の認定状況、製材、合板、フローリングなど製品ごとの合法木材供給可能性を説明。今後建築・土木工事の発注の際に受注者に説明するよう要請。当面、グリーン購入計画は現行のまま施行される見通しであるが、受注者への情報提供については了承。
合法木材調達の課題	<p>グリーン購入法の合法木材調達の中に「可能な限り」となっていることが問題。</p> <p>また、合法木材の供給可能性について担当者に十分に理解が行き届いていないところも問題があった。</p> <p>今回の説明により</p>

3-2 調査対象市町村（2）

名称	
所在地	〒
市町村の概要	

4-2 調査内容（2）

グリーン購入の実態	
合法木材の調達状況	
庁舎など建築計画の中で木	

材の調達 実績	
今後の調 達方針	
合法木材 調達の課 題	

20年全木連発 228号
平成20年10月1日

各合法木材供給事業体認定団体
会長各位

社団法人全国木材組合連合会
会長 並木瑛夫

平成20年度合法木材供給事業体調査の実施について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます
日頃から違法伐採総合対策推進事業の実施について各般のご協力をいただき、
ありがとうございます。

このたび、その事業の一環として、貴団体の協力を得て標記事業を実施することとしました。つきましては協力が可能な団体は、別紙1「平成20年度合法木材供給事業体調査実施要領」、および、別紙2「平成20年度合法木材供給事業体調査実施経費の支出に関する手続きについて」を参照のうえ、別紙3の同実施計画を11月1日までに提出してください。

以上

平成20年度合法木材供給事業体調査実施要領（案）

第一 趣旨

本要領は、合法木材供給事業者認定団体（以下認定団体という）が認定した認定事業者の活動を評価し情報発信をするための調査の実施内容を定めるものである。

第二 目的

本要領による調査の目的は、認定団体が認定事業者の活動を評価し、認定事業者の活動の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保するために実施するものである。

第三 調査対象

認定事業体は認定団体の毎年事業体の5%を対象として実施することを基本とする。

第四 調査の内容

- (1) 合法木材の供給状況
- (2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況
(分別管理)
 - ①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所が適切に確保されているか
認定審査時の申請どおり確保され利用されているか
仮にそうでない場合、理由、適切な管理上問題が発生していないか、回避策はあるか
 - ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められ、それが徹底されているか
(帳票管理)
 - ③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できているか。
 - ④関係書類（証明書を含む）が適切に判断、作成され、保存されているか
(責任者の選任)
 - ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。
- (3) 推奨すべき点
- (4) 改善すべき点
- (5) 合法木材供給全般についての意見

第五 報告の公表・報告

モニタリングの結果は別紙様式によりとりまとめ保管するとともに対象となつた事業所に報告する。また、結果概要を公表することとする。

別紙

合法木材供給事業体調査結果			
実施団体	名称		
	所在地	〒	
対象事業 体	連絡先 電話番号	FAX 番号	
	メールアドレス		
実施日時	担当者名		
	年（平成 年）月 日一 日		
実施結果	(1) 合法木材の供給状況		
	品目	全出荷量	合法木材出荷量
(2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況			
(分別管理)			
①分別管理のための場所の確保と利用			
合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品 (以下「合法木材」という。) とそれ以外の木材・木材製品(以下「非証明木材」という。)を分別して保管することが可能な場所が適切に確保されているか			
認定審査時の申請どおり確保され利用されているか 仮にそうでない場合、理由、適切な管理上問題が発生していないか、回避策はあるか			
②分別管理方法書			
出入荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められているが、それが徹底されているか			
(帳票管理)			
③合法木材管理簿等			

	合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できるか。
	④関連書類の作成 受領された証明書・発行された証明書のコピーが保存されているか。受領された証明書は適切なものか、が適切に判断、作成され、保存されているかなど
	(責任者の選任)
	⑤本取組の責任者が選任と役割 責任者の選任状況と、責任者が上記の事業実施に適切に関わっているか、研修を受講するなど本件についての知識を持ち合わせているかなど
	(3) 推奨すべき点
	(4) 改善すべき点
	(5) 合法木材供給全般についての意見